

横浜市における 区制の歴史

佐藤雅亮

I ———— はじめに

大都市行政の仕事は他の中小都市の仕事とは根本的な差異をもっている。ある段階に達すると量的な相異は質的な相異を生みだす。このような変化に対応できなくなった市政は、市民の日常生活から遠く浮きあがり、都市的サービスの能率低下をもたらしている。その原因は複雑多岐ではあるが、その一つに行政機関相互の機能分化のまずさ、組織の欠陥が、あげられるのではないかと思われる。昭和38年飛鳥田市長は「市政への考え方」のなかで「市政が生き生きと市民にサービスできる体制…具体的にいえば一ぺんで用の足りる区役所の実現」を提案した根拠もそこにある。確かに人口180万人の横浜市は、ある面では単一の自治体として機能しうる限度をこえている。行政を効率的に行なうための都市規模は人口でいえば20~30万という説もある。大都市問題の激化のなかで大都市行政の改革がはか

られる場合、それは現在以上の中央集権化と地方分権化が必要とされる。そして大都市自治の確保という意味からも、ここに区制がクローズアップされてくるのである。昨年4月、東京の特別区に都から大幅な事務委譲がなされねばならなかったことをみても、区のもつ今日的意義があらためて問われる段階にきているといえよう。

しかし、具体的にいて本庁には調査・計画・指導の機関を集中し、執行的権限は区・出張所などの出先機関に与えるべきであるといっても、それは一般原則以上のものでありえないし、ただちに現在の区の自治区化を意味するものでもない。機能と質の変化をおこしている大都市の各地域に対して、単に行政規模を小さくしたからといって真の自治が行なわれるとは限らない。それにひと口に区制といっても一都市内の各区毎に、また各都市の間でそれぞれ相異があり、提起される問題も同一ではないのである。さらに自治区と行政区との間の設置基準上の差異などもよくわかっていない。このように区制の問題はしばしば誤って理解されているような「大区役所主義」で解決できるほど単純なものではないのである。区制の実態とあり方については多くの角度から検討されな

ければならないところであるが、まず沿革的な分析が現在の区制を規定する上で必要ではないかと思われる。横浜の区制に関する資料はほとんど散逸して充分にはたどれないが、区制がどのようにして生まれ、いかなる役割をになってきたかを一応概観してみたい。

2 ———— 明治・大正時代の 地区行政

1・横浜市における区制前史

——— 横浜市にはじめて区制度がしかれたのは、昭和2年のことである。それ以前には他都市とちがって、この区に相当する行政組織は存在しないが、中央政府の地方自治政策にしたがって、いくたの行政組織の消長があった。

開港以後の横浜は神奈川奉行の下で、丁目毎に名主を選出し、この上に総年寄をたてて、運上所わきの町会所で町政を行なった。明治4年戸籍法の制定によって横浜は5区に分たれ、各区に戸長がおかれた。同6年には区画改正がなされ、武相7州を20区に分け、区中に番組がおかれた。1区は7ないし8番組に分たれ、1番組は大村なら1・2カ村、小村は数カ村の規模であった。これまでの横浜町く関

内>は第1区第1番となった。翌7年にまたも区画改正が行なわれ、いわゆる大区小区制がしかれた。これにより番組は廃され、第1区の7つの番組は第1大区の5小区に編成替になった。この神奈川県第1大区はほぼ今の中区、西区の市街地中心部である。区の仕事は戸籍、税務のほか教育、衛生などの庶務を取扱っている。上意下達の機関としての区長は県下の他の大区では地元有力者が選任されたが、第1大区長は県の属官が任命された。小区には戸長および副戸長が選ばれ、区の下部組織として町役場の事務と家父長的指導をあわせ行なっている。

このように明治前期における府県下部機構の区域は統治の便宜上のみから人為的に決定され、生産と社会的生活の単位である町村の自治体視や、行政区の適格性の検討はなされなかったのである。これは明治政府が短期間のうちに封建的統治基盤を克服して、資本主義への道をきり開こうとする画一主義の要請によるものであった。その後明治11年には三新法により、従前の大区・小区制を廃し、久良岐郡の市街地区は横浜区とし<第1大区から本牧、根岸などを除いた地域>、その他は郡制がしかれ、久良岐、橋樹、都筑郡などに編入された。同12年横浜区内

81カ町には7戸長役場が設置され、同17年には4連合戸長役場に編成替された。

明治22年、市制施行により戸長役場制は廃され、この横浜区がそのまま市となったのである。明治34年、44年に周辺の地域を合併し、市域は市制施行当時の7倍に膨張したが、市の下部機構としては、青木町、根岸町、本牧町に出張所が設けられているのみで、以後昭和まで区制の萌芽的な動きも見出すことはできない。明治22年には市内に8学区ができていたが、これも京都市のような行政機能的意義はもっていない。

2・他都市における地区行政

—— 明治11年の郡区町村編成法では「三府五港其ノ他人民輻輳ノ地ハ別ニ一区トナシ、其広闊ナル者ハ区分シテ数区トナス」、「每区ニ区長ヲ置ク」と定め、東京に15区、京都に2区、大阪に4区が設けられた。<横浜は前述のように1区>。区長は官選で、区には公選議員による区会が設置された。要するにここにいう区は市に相当するもので府県に直属していたのであり、現在の大都市の区とは異なるものである。

明治21年の市制第60条によつて、市には行政区が認められ、

また特別の財産もしくは営造物を有する場合は財産区<法人区>の設置も認められた。東京および京都、大阪は市制特例により、市長、助役がおかれず、府知事および書記官が職務を代行することになった。したがってこの3市では、従来の区を存続させ、区毎に区長と吏員を配し、知事の指揮監督の下で区政が行なわれることになった。また各区には区会を設け、区有財産および営造物に関する件を議決させることができるとされた。この市制特例下における3市の区は自治区ではなく、財産区と行政区の性質をもつものであったといえることができる。市制特例は31年に廃され、さらに同44年の改正市制をへて3市の区は自治区<法人区>として確立されることになったのである。すなわち区は法人格を有し、財産および営造物に関する事務、その他法令により区に属する事務を処理することとし、さらに区会の権限などについて定められた。

しかしながら、これらの3市の区が独立の権利義務を有する自治区としての機能を十分に果たしえたかどうかという点、それは非常に疑問である。まず、大阪、京都は実質上市の行政事務を処理する行政区にほかならず、区議会も設置されてはいな

い。

東京の区の場合はこれと沿革を多少異にする。明治11年の三新法以来、東京15の区は議会を設け区有財産などの管理を独自に行なってきており、市制施行後もずっとその慣習がつづいている。しかしながら、行政の実態においては、自治区の区長は区固有の機関としてよりは府や市の機関としての重要さをもつものであって、他の行政区の機能と大して差はなかったといえるのである。その他の都市についてみると、改正市制により、政令で指定する大都市は区を設置できるとされた<市制82条の指定区>。そして明治44年に名古屋が4区制をしき、昭和2年には横浜が5区、同6年に神戸が8区制をしいたのである。

3——町村合併と区制実施

区の変遷が市域拡張と密接な関連をもって進んできたことは各都市共通の現象である。しかもそれらの大規模な市域拡張は大正から昭和にかけてがもっとも多い。大正9年の合併で神戸はそれまでの約2倍の市域になり、名古屋は大正9年の拡張で4倍、大阪は大正14年に3倍、京都は大正7年と昭和6年の合併で約9倍の市域になっている。第一次大戦より昭和初期に

かけては、資本主義経済の発達による大都市の発展とその周辺の市街地化が急速に進行した時期であった。それは農村のなかに教育・社会施設など都市的行政の量を増大させ、町村財政の疲弊をもたらしていた。横浜もこのような情況のなかで昭和2年、鶴見町をはじめ、久良岐、橋樹郡の隣接町村を併合し、市域はそれまでの3倍半に拡大したのである。当時の貿易新報<神奈川新聞の前身>によれば、貿易の衰運と大震災の打撃によって生産的基盤を失ってきた横浜は「国港としての大使命を果すべき港湾機能を整備し、鶴見川河口埋立等工業化促進による経済発展を図る」ために合併がぜひとも必要であった。

それまで反対していた鶴見町会も、昭和2年3月10日に上下水道敷設を条件に合併議案を可決し、4月から「大横浜市」が発足した。

この時編入の町村役場は市出張所として改められた。この後10月から区制が実施になり、出張所は区役所に統合されることになるのであるが、この区制実施そのものに対する反響は驚くほど弱かった。市民の関心は、ただ自分の地域がどの区に編入されるかだけに集中しており、自治という問題はあらわれていない。昭和2年10月、市内は5区

に分けられ、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区および磯子区が誕生した。区制実施にあたり市長はその意義を「行政事務ヲ敏捷ニシ且庶務上ノ便宜ヲ図ラムトス。素ヨリソノ目的ハ市域ノ拡張ニ伴ヒ市政運用ヲ円滑ニシ自治ノ内容ヲ拡充シ、時運ノ進展ニ順応セシメ市民共同ノ福利セムトスルニ外ナラズ」とうたっている。区役所には、庶務、税務、戸籍、会計の4掛がおかれているが、事務分掌をみると、単純な末端事務を処理する市政補助機関としての性格しか付与されていない。すなわち、市域拡張によってぼう大化した市が、区制の実施によってその権限を区に分与しようとしたのではなく、旧町村からひきついで出張所を整理することによって、市中央機関の強化をはかるという意味があったといえる。その後も何度か市域拡張がなされているが、昭和14年の第6次合併でほぼ現在の市域になり、新たに港北区、戸塚区が新設された。なおこのような合併と区新設のたびに、その他の区域もしばしば変更されているので区毎の特色を沿革的に類型化することは困難になっている。

4——戦時体制と区政

市域の拡大とともに市政と一般

市民との距離が遠くなったことは否定できない。そうした変化に対して行政運営上市政と住民との間の媒介機構として町内会、部落会の役割が重要になってくる。また第2には戦時体制への移行にともない、国家総動員法の実施、配給事務、市民負担の増加など行政の末端組織としてこれら町内会の補完的機能がますます増大してきた。横浜市では昭和15年11月町内会、設置規程ほか関連規則が制定され、翌16年には、市内全域にわたってその結成をみた。同18年の地方制度改正はこのような既成事実の進行のうえにたった最後の確認にすぎなかったといえよう。このようなすう勢のなかで区行政の内容も大きく変容をとげていった。すなわち区政の中心はその補完的機関としての町内会を指導し、整備強化することに向った。それまで市の単なる出先機関にすぎなかった区役所の事務は大幅に膨張し、「行政の簡素化と第一線事務の充実」〈昭和18年横浜市「区役所移管事務ニ関スル件通牒」〉が図られることになる。このように非常事態という国家機能の極度の統合の過程で、自治の圧殺と併行して合理的諸制度、組織が地方制度上に導入されてくるのである。

区役所機構の変化をみると、こ

れまで庶務、戸籍兵事、税務、会計の4係であったものが、昭和14年には4課に拡大し、なかでも庶務課の機能と負担の増加がみられる。すなわち戦争協力体制推進、学校教育事務、地域組織に関することのほか市民の厚生と生活の世話まで担当するようになった。こうして昭和17年には上述の4課から戸籍、税務のほか、区長室、学事厚生課、町内課、物資課が独立し、区長を中心とする1室5課の地域行政体制ができあがった。

市域の拡大によって生まれた行政補助としての区制度が、国家目的の遂行という自治権退行のプロセスのなかで、地域住民に密着していったということは皮肉であった。しかしながら、区役所の機能が拡大される一方、職員数をみると、昭和14年10月で人口80万人に対し、区役所の職員数は600人であったが〈人口1万人に対し7.5人〉、同18年12月には人口100万人に対し、職員数660人〈同6.6人〉の伸びしかなく、区政が町内会依存の度合を高めていったことがわかる。

このようななかで昭和18年には、時局行政の円滑な運営上、行政区域の不均衡を是正する必要が痛感され、「横浜市区政調査委員会」が設置された。市会議録によれば区域調整の理由

として、(1)人口の地域的不均衡が著しい〈中区人口は40万〉、(2)行政の基盤である町内会の区域は合理的に合わせるとともに区長がその組織を指導、統制しうる可能な範囲にする、(3)防空、物資配給上、警察管轄区域との一致をはかるなどがあげられている。そして同18年19年に中区から南区、西区が分離された。こういった区域分増は横浜だけでなく、他の大都市にも共通にみられた。

5——戦後の区制

敗戦と戦後の混乱、そして「米よこせ」という市民の悲痛な叫びのなかで、各区に区長、警察署長、町内会長などによる「食糧対策協議会」が結成された。そして食糧増産、防犯、衛生活動などを通して戦時行政の末端組織であった町内会が、そのまま区政の補完的役割を果たす一方、食糧不安への怒りが政治に向うことを防いだ。

しかし、昭和21年から22年にかけての町内会長の公職追放と町内会廃止令により、末端の行政事務と行政負担の多くを町内会に依存してきた区政は、まったく途方にくれざるをえなかった。行政事務をこれら住民組織に頼れなくなった横浜市は、配給事務、転出証明をはじめ住民

などを処理するため、連合町内会の規模ごとに市内74カ所の地区事務所を新設するにたった。また怒濤のような教育民主化の動きの中、各区には、教職員組合の意向にそって教育課が設置され教育課長は現職の教育者から選任された。これは当時開花の気運にあった自主的市民活動に対応せんとするものでもあった。さらに23年5月には各区ごとに「区政協議会」が結成され、一般市民と市政を結びつけるという革新的な動きもみられはじめていた。同年には金沢区が磯子区より分離独立し、これより現在の10区制となった。とにかく、この時期は区制度が根底から改革されるべき転機にあったということがいえる。

22年の自治法により、指定区が行政区と改められたが、実質的には区制度になんらの改革もたらすものではなかった。しかし地方分権化のすう勢にしたがって、国・県からの委任事務が増大し、区役所は、税制改正にともなう調査とか、厚生援護、6.3制教育、衛生、消防団、選挙、自作農創設などで多くの補助機関的事務を背負うようになった。22年8月の区役所機構改革により、新たに調査課、民生課、教育課、衛生課が、そして23年には経済課のなかに農政保

が設置されている。けれどもこのような地方事務の増加に対して国の財源措置は貧弱をきわめ、すべて自治体の経費負担となってあらわれた。そして6.3制校舎建設、街灯設置、統計調査までの税外負担は旧い住民組織と区政との結合を再び要求してくるのである。やがて25年以降、補助金行政と中央集権化の進行するなかで、横浜復興をスローガンとした市政はますます各種住民組織への依存度を高め、区政の自治性を弱めていった。23年10月まだめざましい成果もみずに区教育課が廃され、11月には市教育委員会の体制が整った。その他保健所法、新生活保護法の制定に応じて、区の機構から衛生課が抜け、民生課は、民生安定所と改称して民生局へ移管となるなど、行政の専門化系列化が進行した。

27年10月の機構改革は、戦後のこうした動きの第1次決算であったといえよう。すなわち区役所は戸籍・税務を中心とする窓口的事務の集合体として定着するのである。そして区役所を地域行政の中心とするならば、これ以後の区政の問題は市民課の問題となってくるのである。

27年10月、ポツダム政令15号町内会廃止令解除の前後から、町内会の再編成がすすみ、同年12

月統制経済の撤廃によって、対住民窓口としての地区事務所が廃止になり、大部分住民登録係のなかに吸収された。

そして、30年以降市は連合町内会の再編育成に積極的にのりだしていく。「横浜復興」から、日本経済の高度成長期に入り「工業立市」の政策をうちだしていく過程で、区政と連合町内会・地域リーダーとの相互依存体制が確立する。こうして35年第2次決算としての機構改革が行なわれるのである。すなわち区総務課からの市民課の独立とその拡大をみたのである。大都市自治体の行政機能増大を支えるものとして、住民組織対策に区政の重点が移っていった。この後35年の保険年金課の新設のほか機構的には大きな変化はない。

6——特別市制運動と区制

昭和21年の地方制度調査会の発足とその後の自治法制定により、地方分権と民主化の方向が示された。そして大正デモクラシーのなかで目覚めた特市運動は再び勢いよく燃えあがった。地方制度の民主化と自治の確立をうたった特別市制において必置とされた区制はどのようなものであったのだろうか。

府県と市の権能をあわせもつ特

別市の区も自治は認められず、行政区とされたのである。行政区の意義は市長の権限に属する事務の分掌の合理化を地域的に達成するということにあった。それは現在の区制とほとんど差のないものであるが、ただ一つ特別市の区長は公選とされていた。戦後の民主化の嵐のなかで生まれたこの区制度は多くの示唆を含んでいるといえよう。すなわち大都市行政の多様性、大量性などに応じて求められた行政区制度も、大都市における自治という点からの不安を消すことはできなかつたのである。区長公選はこの意味で一種のジレンマを物語るものであった。かかる区制に対し、特別市制を推進してきた大都市の行政当局者はいったいどのような評価をしていたのであろうか。昭和26年の「特別市制理由書」によると、行政区制度は「大都市行政の統一性と地域の実情との調和を、行政上の分権すなわち統一決定の下における個別の執行の方法に求めたのであって、これを特別区のごとき意思の分散に求めなかつたのは、理論上も正しく、5市の行政経験を正しく生かしたものである。」と自治区制をとらなかつたことに賛意を表す。しかし区長公選に対しては「行政区の本質と矛盾し無意味」とであると主張して

いるのである。ロブソンのいうように、自治の確保には2段階制をとる以外に解決の道なしとすれば、県という自治体が消失する特別市制においては、行政区のあり方もおのずから変わってくるはずである。しかし特市運動の時期には、まず市の自治権拡充のみが問題とされ、区制の検討はほとんど意識にのぼらなかつた。それは大都市問題と区制の矛盾が今日ほど激化していなかつたからともいえよう。この後特別市制が22年、31年の自治法改正で後退するとともに、区制改革の問題もしばらく鳴りをひそめる。

7——大都市問題のなかの区制

昭和30年以降の工業化と首都圏を中心とする都市化の進行はそれまでの区制のありかたを大きく揺がしはじめた。とくに37、38年ごろから大都市問題としていよいよ深刻になってきている。すなわち郊外地の住宅都市化、教育、生活環境などの悪化、公害などをまねき、急激な行政需要となってあらわれてきた。そして区政の基盤であり、行政補助機関であつた町内会に組織されない新しい市民がどんどん転入している。このような新入市民の増加とともに、旧住

民組織自体も内部的に変容をとげつつある。これら市民の多様な都市的サービス要求と市民意識のまゝに、区政は町内会行政の無力をかみしめねばならなくなつた。しかしながら区政は、これら旧来の住民組織以外の声に耳をかすことはできなかつたし、これらの組織に依存するほか解決の方法を見出しえなかつた。一方、都市問題の激化と市民サービスを要求する叫びのなかで、市の事務と機構は膨張の一途をたどり、きめの細かい施策はますます困難になってきている。東京都の特別区への事務委譲はこの点で興味深いものがある。膨張しすぎて機能マヒに陥つた都政は、身軽になるためその重荷を区に下ろさざるをえなくなつた。これによって都の行き詰りの責任を区に転嫁したといえなくもないし、どれほど市民にとって便益を増しているかは疑問である。横浜も市行政のやり方をそのままにして、区政の変革を求めるとはできないし、区政自体の姿勢が改められずしては、事務委譲も根本的な解決をもたらさないであろう。大区役所をめざして、38年に区助役制が、39年に区民相談室が設置される意義もここに見出される。

<調査室>

横浜区政年表

区制施行前

明治1年 横浜町<関内>は5人の名主を選び、その上に総年寄1名をたて、町政にあたった。

明治4年 戸籍法制定により、町内を5区に分け各区に戸長、副戸長1名をおく、6年に戸長を区長と改称。

明治6年 区画改正により、それまでの横浜町は第1区第1番組となる<第1区は7番組まで>。現在の市域でいうと、第1, 2, 3, 6, 7, 17区、その他第4, 第16区の一部などが相当する。

明治7年 大区小区制がしかれ、第1大区は5小区に分たれた。9年には5小区が3小区に編成替えされた。

明治11年 郡区町村編成法により、13年久良岐郡のうち市街地区を独立させ、横浜区とした。区内には7戸長役場をおく、後4連合戸長役場に改める。戸長は官選の原則である。11年には、東京に15区、大阪に4区、京都に2区が設けられる。東京は区会を設置した。

明治22年 市制施行により横浜区が市になる。東京、大阪、京都は市制特例により市長がおかれず、従来の区がそのまま存続。市制に行政区の制度ができる。

明治23年 市は伝染病の予防にあたるため、各町に衛生組合の設立を促した。

明治30年 伝染病予防法により、衛生に關する事務・費用分担のため、衛生組合設立が強制できることになった。

明治31年 市制特例廃止により、三市の区は市の下部機構とされた。

明治44年 市制改正により、三市の区は法人区とされた<市制6条の区>。名古屋市が区制をし<4区><市制82条の指定区>。

大正10年 衛生組合数181あり、市衛生組合連合会が設立される<会長原富太郎、役員には平沼亮三、浅辺利三郎など>。これ以後補助金配付を事由とする衛生組合の組織化がすすむ。

大正12年 大震災後、町内会、青年団などの任意団体の結成がすすむ。

大正15年 市内衛生組合数206に増加。

昭和2年4月 第3次市域拡張により、面積が3倍半に増加、合併町村の住民組織は、それまで区長を選出していたが、市はこれを町総代として委嘱し、市の事務の一部を補助させ、衛生組合と同額の交付金を支出、これらの組合数は全部で110。

区制施行後

昭和2年10月 区制をし。鶴見、神奈川、中、保土ヶ谷、磯子の5区が生まれた。区には庶務、税務、戸籍、会計の4掛が設けられた。

昭和3年 知事は衛生組合規則を公布し、6カ月以内に設置することを義務づけた。

昭和4年 神戸市が区制をし<8区>。

昭和11年10月 第4次合併

昭和12年4月 第5次合併

昭和14年4月 港北区、戸塚区の新設、区の4掛が4課に拡大

昭和15年11月 新体制運動にあわせて市町内会設置規定、同施行細則、規約準則、同連合会規約準則が制定され、500戸以内を単位にし、市内全戸が町内会に組織されることになった。町内会は9部制をとる<庶務、教化、衛生、警防、軍事、社会、婦人、青年、会計>。

昭和16年2月 旧町内会、衛生組合、青年会が一本化され、798の町内会が結成された。区常会規定が設けられる。

昭和16年4月 国民学校制がしかる。

昭和16年9月 野菜、マッチ、砂糖の切符制、味噌、しょう油の配給はじまる。

昭和17年 区の機構は区長室、学事厚生課、町内課、物資課、戸籍兵事課、税務課となる。

昭和17年 秋、町内会は6部制に編成替<庶務、消費経済、警防、軍事、文化厚生、婦人>、市内を175消費地区に分け、各地区毎に配給協議会を設けた。会長は原則として町内会連合会長をあてた。

昭和18年2月 魚類の登録販売始まる。

昭和18年12月 南区を中区から分離する。防空、配給など戦時体制に應じる必要から。

昭和19年1月 各区に臨時疎開指導所を設置

昭和19年4月 西区を中区から分離、独立

戦後

昭和20年8月 敗戦、市街地の42%被災し、港湾および中心市街地のほとんどを接收される。<区庁舎なども>

昭和20年10月 区戸籍兵事課を戸籍援護課に改める。この時の区役所組織は区長室、戸籍援護課、町内課、物資課の5課。

昭和21年5月 まひしていた区政はこのころようやく動きだす。この月に町内会、同連合会組織の整備が行なわれ、連合会長、市職員が中心に地方へ供米薪炭出荷の懇請に出かけるなど、配給・物価対策が緊急の問題となる。

昭和21年10月 憲法制定とともに地方制度の民主的改革が重要な課題として登場、GHQは部落会町内会が非民主的な官制組織であることを指摘した。農地改革が急激にすすめられていく。

昭和21年11月 424名の町内会長が公職追放される。

昭和22年1月 GHQ町内会部落会の廃止を指示。これに対し、内務省、地方行政担当者は反対の態度を示す。戦時中の「部落会町内会整備要項」廃止される。

昭和22年4月 町内会解散し、それまで町内会で処理していた配給などの公的事務は一切区で行なうこととなった。第1回の地方選挙石河市長当選。

昭和22年6月 全市で74カ所の地区事務所設置。町内会廃止後の配給、さらに転出入などの対住民窓口とする。それまで町内会で配給事務のため雇っていた職員を地区事務所へ引きあげたりして5名ほどで構成する。以後27年廃止まで配給、弘報配布など住民へ下される一切の窓口の役割をはたす。

昭和22年8月 区役所機構改革、庶務課、戸籍課、税務課、調査課、民生課、教育課、衛生課の8課設置。六三制実施、警察、消防の地方分権などの民主化の波のなかで、教育、衛生、民生、統計関係の事務が区に集中してくる。

昭和22年11月 第1回共同募金はじまる。

昭和23年1月 市警察発足、消防局設置、各区に消防団設置される。防犯防火協力会鶴見連合会発足する。

昭和23年5月 金沢区が磯子区より分離独立する。

昭和23年7月 民生委員法制定。

昭和23年8月 神奈川、港北の2保健所開所。
昭和23年9月 保土ヶ谷、戸塚、港北の3区の経済課に農政係をおく。
昭和23年11月 教育委員会発足、このころから25年にかけて、区教育課の廃止、保健所開所、民生安定所の民生局への移管など、それぞれの主管局の整備とともに行政の専門化が行なわれていく。
昭和23年12月 金沢区に日本最初といわれる弘報委員会生れる。前年末からGHQは町内会に代る民主的な住民組織として弘報委員会設置を指導してきていた。
昭和24年1月 総務局に弘報課新設されるとともに、総務局区政課は区政係となる。「横浜弘報」「市民弘報」が逐次発刊され、地区事務所単位に弘報委員会の結成がすすめられ、翌年3月までに一応結成がおわる。弘報委員会は古い町内会組織に代るものと意図されたが、下部組織が整備されていなかったため、区市、その他の役所からの協力事務を行なう防犯協力会、防火協力会、自治協力会、日赤奉仕団、農協組合員組織などとして、もとの町内会組織が存続していくこととなった。こうした住民組織の大小、強弱、名称などは地域によって相当の差がみられたが、学校寄附金、各種募金、道路補修、弘報配布などの実質的な協力組織として機能していった。
昭和24年2月 GHQ神奈川県軍政部民間弘報課「弘報委員会公式要領」発表さる。
昭和24年6月 神奈川区庁舎完成、このころ各区役所庁舎は一応ととのう。
昭和25年1月 県社会福祉協会<県社協の前身発足>。
昭和25年4月 区役所機構改革。総務課、市民課、戸籍課、税務課、区収入役室のほか区によって衛生課、農政課<南、保、港、戸>がおかれた。
昭和25年5月 日赤募金。この年から日赤募金は春、共同募金は秋とさまる。
昭和25年8月 区役所に民生安定所設置し、市民課民生係を市民係に改める。
昭和25年10月 市弘報局設置する。
昭和25年11月 民生安定所が民生局へ移管される。
昭和26年3月 このころ神奈川区に社協もうけられる。
昭和26年4月 地方選挙、平沼市長

当選。
昭和26年9月 講和条約締結とともに自治会町内会の結成が再びはじまってくる。
昭和27年7月 住民登録法施行さる。この事務を中心に区役所は以後窓口の事務を処理する包括的な末端機関として定着していくことになる。登録事務には主として配給、転出入事務を行なっていた地区事務所職員をあてた。
昭和27年10月 区役所機構改革、市民課を廃止し、総務課のなかに市民係をおく。総務課、戸籍統計課、税務課、<鶴、神、西、中、南区は課税課と徴税課>、収入役室、南、保、港、戸塚の4区に農政課をおく。
ポツダム政令15号廃止さる。
昭和27年12月 統制経済の撤廃により、地区事務所を廃止する、15カ所を吏員派出所として設置。地元との連絡事務を行なうため、地区によって30年ごろまで区職員がかけついでいった。
昭和28年10月 第1回「地域自治団体実態調査」を行なう<29年2月刊行>この時の自治会町内会等の住民組織数は637団体。市内の78%の世帯を包含し、実質加入率は67%であった。横浜市はこの前後から自治会町内会組織の育成に積極的にのりだしていくことになる。
昭和30年4月 地方選挙、平沼市長再選。
昭和30年7月 横浜市警察廃止。
昭和30年8月 「弘報よこはま」から「広報よこはま」に改称。
昭和30年9月 各区社協発足。
昭和30年12月 広報委員長会議で「従来自主的に結成していた74の地区広報委員会は、横の連絡がなく活動がばらばらであったが、区単位に広報委員会連絡協議会をもうけ、さらに全市で一本の横浜市広報委員長連絡協議会を結成して、広報活動の強化を図る」ことを決議した。区に会計係をおく。
昭和31年1月 横浜市広報委員長協議会生れる。
昭和31年4月 「広報よこはま」を町内会を通じて全戸配布はじめる。
昭和31年12月 全市の広報委員長会議を開催し、広報委員会のあり方について討議し「広報委員会の機能を連合町内会に移行することが望ましい」とした。このとき自治会町内会組織は一応完成し、もとの地区事務所単位に連合町内会の結成がはじまっていた。横浜市中

はそれ以前から連合町内会の育成を考えていたが、直接の動機は「広報よこはま」の全戸配布であった。
昭和32年6月 第3回「自治会町内会実態調査」を行なう。このときの自治会町内会数は904団体、市内世帯の98.5%が加入している。設立動機としては、防火防犯、住民の福利厚生、相互親睦のためというのが圧倒的であった。その総予算の18.4%が防火、防犯、社会事業などの寄附金、15.1%が防犯灯街路灯の維持、14.4%が共同募金などの募金でしめられている。
昭和32年8月 区長会は各区ごとに連合町内会の連絡会をつくり、市民と役所との協力体制を強化しようとする意見をうちだす。
昭和34年1月 区税務関係事務を課税課と徴税課とに分ける。
昭和34年4月 地方選挙半井市長当選。
昭和34年12月 各区広報委員長連絡協議会の会長会議を開催、「35年3月末までに、広報委員会の機能を連合町内会へ移し、広報委員会を発展的に解消する」ことが決められた。それにもとずき各区で討議がすすめられた。単位自治会町内会の上部組織である連合町内会を中心とした地域行政組織の整備が、新たな段階にいたって緊急な問題として登場してくる。
昭和35年4月 全市で76カ所の広報委員会が廃止され、連合町内会へ吸収される。このとき広報委の機能を吸収する連合町内会は67団体で、全市の自治会町内会1024団体の過半数634団体が加入していた。このあと加入団体は急速にふえていく。
昭和35年5月 機構改革で総務局に市民課を新設、区は総務課を庶務課とし、市民課を新設して市民係と地域振興係の2係をおく。区役所機構は庶務課、市民課、戸籍課、課税課、徴税課、農政課<南、保、港、戸の4区>、区収入役室の6課室となる。占領体制下をすぎて、27年10月の区役所機構改革が第1次の完成であるとすれば、こん回は大都市問題の強化のなかでの区住民組織をとおしての第2次の整備であった。
昭和35年10月 区に保険年金課新設。
昭和38年4月 地方選挙飛鳥田市長当選。大区役所主義を打出す。
昭和38年7月 区助役制おく。
昭和39年6月 区民相談室設置。